



山形県公報

平成20年2月29日(金)

号 外(3)

目 次

規 則

押印の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則..... (改革推進課) ... 1

議 会 関 係

告 示

山形県議会情報公開条例施行規程等の一部を改正する規程..... 15

規 則

押印の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成20年2月29日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第12号

押印の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則

(山形県種畜貸付規則の一部改正)

第1条 山形県種畜貸付規則(昭和24年4月県規則第31号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号及び別記様式第2号中「代表者 氏 名 印」を「代表者 氏 名 (記名押印又は署名)」に改める。

別記様式第2号の2及び別記様式第4号中「印」を削る。

(森林病虫害等防除法施行細則の一部改正)

第2条 森林病虫害等防除法施行細則(昭和25年6月県規則第55号)の一部を次のように改正する。

「氏名又は名称及び住所並びに

別記様式第1号中 法人にあつては、その代表者 を の氏名 印」

「氏名又は名称及び住所並びに

法人にあつては、その代表者 の氏名 に改める。

(記名押印又は署名)」

(クリーニング業法施行細則の一部改正)

第3条 クリーニング業法施行細則(昭和25年8月県規則第88号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号、別記様式第3号の2から別記様式第5号まで及び別記様式第5号の3から別記様式第10号までの規定中「印」を削る。

(山形県漁船法施行細則の一部改正)

第4条 山形県漁船法施行細則(昭和25年11月県規則118号)の一部を次のように改正する。

別記様式第6号から別記様式第9号までの規定中「氏名又は名称及び代表者氏名 印」を

「氏名又は名称及び代表者氏名
(記名押印又は署名)」に改める。

(山形県肥料取締法施行細則の一部改正)

第5条 山形県肥料取締法施行細則(昭和25年11月県規則第126号)の一部を次のように改正する。

別記様式第4号及び別記様式第5号中「印」を削る。

(山形県家畜改良増殖法施行細則の一部改正)

第6条 山形県家畜改良増殖法施行細則(昭和25年12月県規則第128号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号、別記様式第6号及び別記様式第7号中「印」を削る。

(狂犬病予防法施行細則の一部改正)

第7条 狂犬病予防法施行細則(昭和25年12月県規則第130号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号(1)、別記様式第1号(2)中「印」を削る。

(建築士法施行細則の一部改正)

第8条 建築士法施行細則(昭和25年12月県規則第131号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号及び別記様式第3号中「印」を削る。

別記様式第4号中「申請者氏名印」を「申請者氏名
(署名)」に改める。

別記様式第6号、別記様式第13号及び別記様式第14号中「印」を削る。

(山形県行政書士法施行細則の一部改正)

第9条 山形県行政書士法施行細則(昭和26年4月県規則第25号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「^{ふりがな}氏名印」を「^{ふりがな}氏名
(記名押印又は署名)」に改める。

(山形県工業技術センター委託分析試験等に関する規則の一部改正)

第10条 山形県工業技術センター委託分析試験等に関する規則(昭和27年11月県規則第68号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「印」を削る。

(と畜場法施行細則の一部改正)

第11条 と畜場法施行細則(昭和28年12月県規則第67号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号及び別記様式第2号中「氏名又は名称及び代表者氏名印」を

「氏名又は名称及び代表者氏名
(記名押印又は署名)」に改める。

別記様式第3号中「氏名印」を「氏名
(記名押印又は署名)」に改める。

(山形県歯科技工士法施行細則の一部改正)

第12条 山形県歯科技工士法施行細則(昭和30年10月県規則第52号)の一部を次のように改正する。

別記様式第2号中「^{ふりがな}氏名印」を「^{ふりがな}氏名
(記名押印又は署名)」に改める。

別記様式第4号から別記様式第6号までの規定中「氏名又は名称及び代表者氏名印」を
「氏名又は名称及び代表者氏名
(記名押印又は署名)」に改める。

(山形県魚介類行商取締条例施行規則の一部改正)

第13条 山形県魚介類行商取締条例施行規則(昭和30年11月県規則第57号)の一部を次のように改正する。

別記様式第3号及び別記様式第5号から別記様式第7号までの規定中「印」を削る。

(山形県みつばちの腐蝕病まん延防止規則の一部改正)

第14条 山形県みつばちの腐蝕病まん延防止規則(昭和31年2月県規則第12号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「印」を削る。

(山形県死体解剖保存法施行細則の一部改正)

第15条 山形県死体解剖保存法施行細則(昭和31年11月県規則第77号)の一部を次のように改正する。

別記様式第5号中「^{ふりがな}氏名印」を「^{ふりがな}氏名
(記名押印又は署名)」に改める。

(山形県主要農作物原種配布規則の一部改正)

(山形県主要農作物原種配布規則の一部改正)

第16条 山形県主要農作物原種配布規則(昭和32年6月県規則第33号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「名称及び代表者氏名 印」を「名称及び代表者氏名 (記名押印又は署名)」に改める。

(山形県農業総合研究センター種苗及び有用菌配布規則の一部改正)

第17条 山形県農業総合研究センター種苗及び有用菌配布規則(昭和32年6月県規則第34号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号及び別記様式第2号中「氏名又は名称及び代表者名 印」を「氏名又は名称及び代表者名 (記名押印又は署名)」に改める。

(化製場等に関する法律施行細則の一部改正)

第18条 化製場等に関する法律施行細則(昭和32年7月県規則第44号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「氏名又は名称並びに代表者の住所及び氏名 印」を「氏名又は名称並びに代表者の住所及び氏名 (記名押印又は署名)」に改める。

別記様式第2号中「印」を削る。

別記様式第3号中「氏名又は名称並びに代表者の住所及び氏名 印」を「氏名又は名称並びに代表者の住所及び氏名 (記名押印又は署名)」に改める。

(山形県雌牛の飼育管理の委託及び譲渡等に関する規則の一部改正)

第19条 山形県雌牛の飼育管理の委託及び譲渡等に関する規則(昭和32年11月県規則第75号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第4号までの規定中「氏名 印」を「氏名 (記名押印又は署名)」に改める。

別記様式第6号の1から別記様式第7号の2までの規定中「印」を削る。

(旅館業法施行細則の一部改正)

第20条 旅館業法施行細則(昭和33年8月県規則第45号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号、別記様式第2号(別紙を除く。)、別記様式第3号及び別記様式第4号中「印」を削る。

(山形県立自然公園条例施行規則の一部改正)

第21条 山形県立自然公園条例施行規則(昭和34年2月県規則第11号)の一部を次のように改正する。

別記様式第2号中「氏名又は名称及び代表者氏名 印」を「氏名又は名称及び代表者氏名 (記名押印又は署名)」に改める。

別記様式第3号から別記様式第6号までの規定中「氏名又は名称及び代表者氏名 印」を「氏名又は名称及び代表者氏名 (記名押印又は署名)」に改める。

(山形県調理師法施行細則の一部改正)

第22条 山形県調理師法施行細則(昭和34年7月県規則第66号)の一部を次のように改正する。

別記様式第2号中「氏名 印」を「氏名 (記名押印又は署名)」に改める。

別記様式第4号から別記様式第7号までの規定中「氏名 印」を「氏名 (記名押印又は署名)」に改める。

(建築基準法施行細則の一部改正)

第23条 建築基準法施行細則(昭和37年4月県規則第18号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号、別記様式第3号及び別記様式第4号中「印」を削る。

別記様式第5号中「請求者 氏名 印」を「請求者 氏名 (記名押印又は署名)」に改める。

別記様式第8号の2、別記様式第8号の3及び別記様式第11号の2中「印」を削る。

別記様式第12号(表)中「申請者氏名印」を「申請者氏名(記名押印又は署名)」に改める。

別記様式第15号及び別記様式第16号中「申請代表者氏名印」を「申請代表者氏名(記名押印又は署名)」に改める。

別記様式第17号中「氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名印」を「氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名(記名押印又は署名)」に改める。

別記様式第18号中「申請者氏名印」を「申請者氏名(記名押印又は署名)」に改める。

(山形県営住宅条例施行規則の一部改正)

第24条 山形県営住宅条例施行規則(昭和37年4月県規則第43号)の一部を次のように改正する。

別記様式第9号から別記様式第11号まで及び別記様式第13号中「入居者氏名印」を「入居者氏名(記名押印又は署名)」に改める。

別記様式第16号中「印」を削る。

別記様式第17号及び別記様式第18号中「入居者氏名印」を「入居者氏名(記名押印又は署名)」に改める。

別記様式第19号の2及び別記様式第20号中「印」を削る。

(山形県看護職員修学資金貸与条例施行規則の一部改正)

第25条 山形県看護職員修学資金貸与条例施行規則(昭和37年10月県規則第68号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「氏名印」を「氏名(記名押印又は署名)」に改める。

別記様式第4号及び別記様式第5号中「修学生住所氏名印」「法定代理人住所氏名印」を「修学生住所氏名(記名押印又は署名)」「法定代理人住所氏名(記名押印又は署名)」に改める。

別記様式第8号及び別記様式第9号中「氏名印」を「氏名(記名押印又は署名)」に改める。

(火薬類取締法施行細則の一部改正)

第26条 火薬類取締法施行細則(昭和38年4月県規則第19号)の一部を次のように改正する。

別記様式第16号の備考中第6項を第7項とし、第1項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の前に次の1項を加える。

1 署名した場合は、押印を省略することができる。

別記様式第17号の備考を同備考第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

1 署名した場合は、押印を省略することができる。

別記様式第18号の備考中第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

1 署名した場合は、押印を省略することができる。

別記様式第19号の備考を同備考第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

1 署名した場合は、押印を省略することができる。

(山形県財務規則の一部改正)

第27条 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)の一部を次のように改正する。

別記様式第101号及び別記様式第102号中「代表者氏名印」を「代表者氏名(記名押印又は署名)」に改める。

別記様式第103号中「氏名又は名称及び代表者氏名 印」を「氏名又は名称及び代表者氏名」に改める。
(記名押印又は署名)

(山形県県民会館条例等施行規則の一部改正)

第28条 山形県県民会館条例等施行規則(昭和39年4月県規則第22号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「印」を削る。

別記様式第3号中「氏名又は名称及び代表者氏名 印」を

「氏名又は名称及び代表者氏名」に改める。
(記名押印又は署名)

(山形県空港管理条例施行規則の一部改正)

第29条 山形県空港管理条例施行規則(昭和39年6月県規則第50号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号、別記様式第2号及び別記様式第4号から別記様式第8号までの規定中「氏名又は名称及び代表者氏名 印」を「氏名又は名称及び代表者氏名」に改める。
(記名押印又は署名)

(山形県麻薬中毒者措置入院費徴収規則の一部改正)

第30条 山形県麻薬中毒者措置入院費徴収規則(昭和39年9月県規則第67号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「印」を「(記名押印又は署名)」に改める。

(山形県母子及び寡婦福祉法施行細則の一部改正)

第31条 山形県母子及び寡婦福祉法施行細則(昭和39年12月県規則第84号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号(1)の注書を同注書第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

1 署名した場合は、押印を省略することができる。

別記様式第1号(2)の注書を同注書第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

1 署名した場合は、押印を省略することができる。

別記様式第4号及び別記様式第5号中「申請者氏名 印」を「申請者氏名」に改める。
(記名押印又は署名)

別記様式第6号中「本人氏名 印」を「本人氏名」に改める。
(記名押印又は署名)

別記様式第8号に備考として次のように加える。

備考 署名した場合は、押印を省略することができる。

別記様式第14号の注書を同注書第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

1 署名した場合は、押印を省略することができる。

別記様式第14号の2中「氏名 印」を「氏名」に改める。
(記名押印又は署名)

「山形県知事 氏名 殿

別記様式第15号中 住所 を
氏名 印

「山形県知事 殿
(申請者)住所
氏名
(記名押印又は署名)」に改める。

別記様式第16号及び別記様式第17号中「氏名 印」を「氏名」に改める。
(記名押印又は署名)

別記様式第20号に備考として次のように加える。

備考 署名した場合は、押印を省略することができる。

別記様式第21号に備考として次のように加える。

備考 署名した場合は、押印を省略することができる。

別記様式第22号の2中「氏名」を「氏名」に改める。
(記名押印又は署名)

別記様式第23号の注書を同注書第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

1 署名した場合は、押印を省略することができる。

別記様式第24号の注書を同注書第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

1 署名した場合は、押印を省略することができる。

別記様式第25号の注書を同注書第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

1 署名した場合は、押印を省略することができる。

別記様式第26号に備考として次のように加える。

備考 署名した場合は、押印を省略することができる。

(山形県家畜伝染病まん延防止規則の一部改正)

第32条 山形県家畜伝染病まん延防止規則(昭和40年11月県規則第84号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第3号までの規定中「氏名又は名称及び代表者氏名 印」を

「氏名又は名称及び代表者氏名
(記名押印又は署名)」に改める。

(興行場法施行細則の一部改正)

第33条 興行場法施行細則(昭和40年12月県規則第88号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第3号(その2)までの規定中「印」を削る。

(公衆浴場法施行細則の一部改正)

第34条 公衆浴場法施行細則(昭和40年12月県規則第89号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第3号(2)までの規定中「印」を削る。

(美容師法施行細則の一部改正)

第35条 美容師法施行細則(昭和40年12月県規則第90号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第5号の2までの規定中「印」を削る。

(理容師法施行細則の一部改正)

第36条 理容師法施行細則(昭和40年12月県規則第93号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第5号の2までの規定中「印」を削る。

(山形県薬事法施行細則の一部改正)

第37条 山形県薬事法施行細則(昭和41年3月県規則第17号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「氏名又は名称及び代表者氏名 印」を

「氏名又は名称及び代表者氏名
(記名押印又は署名)」に改める。

別記様式第1号の2及び別記様式第2号中「印」を削る。

別記様式第3号中「氏名 印」を「氏名
(記名押印又は署名)」に改める。

(山形県毒物及び劇物取締法施行細則の一部改正)

第38条 山形県毒物及び劇物取締法施行細則(昭和41年10月県規則第72号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号の注書中第4項を第5項とし、第1項から第3項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の前に次の1項を加える。

1 署名した場合は、押印を省略することができる。

別記様式第3号に備考として次のように加える。

備考 署名した場合は、押印を省略することができる。

別記様式第4号に備考として次のように加える。

備考 署名した場合は、押印を省略することができる。

別記様式第5号に備考として次のように加える。

備考 署名した場合は、押印を省略することができる。

別記様式第6号の注書中第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

1 署名した場合は、押印を省略することができる。

別記様式第8号に備考として次のように加える。

備考 署名した場合は、押印を省略することができる。

(山形県農業総合研究センター農業生産技術試験場種苗配布規則の一部改正)

第39条 山形県農業総合研究センター農業生産技術試験場種苗配布規則(昭和42年3月県規則第10号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「氏名又は名称及び代表者名 印」を「氏名又は名称及び代表者名 (記名押印又は署名)」に改める。

(山形県児童福祉法施行細則の一部改正)

第40条 山形県児童福祉法施行細則(昭和42年3月県規則第11号)の一部を次のように改正する。

別記様式第4号の2中「印」を削る。

別記様式第5号中「印」を削る。

別記様式第5号の2、別記様式第6号の2及び第6号の3中「印」を削る。

別記様式第6号の4中「事業経営者 氏名 印」を「事業経営者 氏名 (記名押印又は署名)」に改める。

別記様式第6号の5及び別記様式第6号の6中「印」を削る。

別記様式第7号中「市町村長 氏名 印」を「市町村長 氏名 (記名押印又は署名)」に改める。

別記様式第8号中「施設設置申請者 氏名 印」を「施設設置申請者 氏名 (記名押印又は署名)」に改める。

別記様式第9号中「印」を削る。

別記様式第10号中「施設設置者 氏名 印」を「施設設置者 氏名 (記名押印又は署名)」に改める。

別記様式第11号中「市町村長 氏名 印」を「市町村長 氏名 (記名押印又は署名)」に改める。

別記様式第12号中「施設設置者 氏名 印」を「施設設置者 氏名 (記名押印又は署名)」に改める。

別記様式第13号中「施設長 印」を「施設長 (記名押印又は署名)」に改める。

別記様式第16号中「氏名 印」を「氏名 (記名押印又は署名)」に改める。

(製菓衛生師法施行細則の一部改正)

第41条 製菓衛生師法施行細則(昭和42年8月県規則第40号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号及び別記様式第5号から別記様式第9号までの規定中「氏名 印」を「氏名 (記名押印又は署名)」に改める。

(畜産振興地域における山形県有家畜の導入に関する規則の一部改正)

第42条 畜産振興地域における山形県有家畜の導入に関する規則(昭和42年12月県規則第62号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号、別記様式第3号及び別記様式第4号中「氏名又は名称及び代表者氏名 印」を「氏名又は名称及び代表者氏名 (記名押印又は署名)」に改める。

別記様式第5号及び別記様式第6号中「印」を削る。

(山形県漁港管理条例施行規則の一部改正)

第43条 山形県漁港管理条例施行規則(昭和44年7月県規則第34号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号、別記様式第4号、別記様式第5号、別記様式第7号の2、別記様式第8号、別記様式第9号、別記様式第11号及び別記様式第12号中「氏名又は名称及び代表者 氏名 印」を「氏名又は名称及び代表者氏名 (記名押印又は署名)」に改める。

(風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部改正)

第44条 風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則(昭和45年6月県規則第32号)の一部を次のように改正する。

別記様式第5号及び別記様式第6号中「印」を削る。

(林業種苗法施行細則の一部改正)

第45条 林業種苗法施行細則(昭和46年2月県規則第6号)の一部を次のように改正する。

別記様式第4号中「印」を削る。

(山形県卸売市場条例施行規則の一部改正)

第46条 山形県卸売市場条例施行規則(昭和46年12月県規則第75号)の一部を次のように改正する。

別記様式第11号から別記様式第14号まで、別記様式第16号及び別記様式第18号中「印」を削る。

(山形県農業倉庫業法施行細則の一部改正)

第47条 山形県農業倉庫業法施行細則(昭和47年8月県規則第51号)の一部を次のように改正する。

別記様式第3号から別記様式第6号までの規定中「印」を削る。

(山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例施行規則の一部改正)

第48条 山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例施行規則(昭和48年3月県規則第17号)の一部を次のように改正する。

別記様式の注書を同注書第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

1 署名した場合は、押印を省略することができる。

(食品衛生法の施行に関する規則の一部改正)

第49条 食品衛生法の施行に関する規則(昭和48年5月県規則第39号)の一部を次のように改正する。

別記様式第5号及び別記様式第8号中「印」を削る。

別記様式第9号中	代表者氏名 (法人の場合のみ記入すること)	申請者印	を

代表者氏名 (法人の場合のみ記入すること)	に改める。

別記様式第12号、別記様式第14号の2から別記様式第14号の4まで及び別記様式第16号から別記様式第21号までの規定中「印」を削る。

(山形県あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の施行に関する規則の一部改正)

第50条 山形県あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の施行に関する規則(昭和49年3月県規則第9号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第3号までの規定中「氏名又は名称及び代表者氏名」を「氏名印」に改める。

(山形県柔道整復師法の施行に関する規則の一部改正)

別記様式第4号から別記様式第6号までの規定中「氏名印」を「氏名(記名押印又は署名)」に改める。

(山形県土地譲渡益重課制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地等の認定に関する規則の一部改正)

第51条 山形県土地譲渡益重課制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地等の認定に関する規則(昭和49年3月県規則第10号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第3号までの規定中「氏名又は名称及び代表者氏名印」を

「氏名又は名称及び代表者氏名(記名押印又は署名)」に改める。

(山形県土地譲渡益重課制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地等の認定に関する規則の一部改正)

第52条 山形県土地譲渡益重課制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地等の認定に関する規則(昭和49年5月県規則第34号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「氏名又は名称及び代表者氏名印」を

「氏名又は名称及び代表者氏名(記名押印又は署名)」に改める。

別記様式第3号、別記様式第5号及び別記様式第6号中「印」を削る。

別記様式第8号中「氏名又は名称及び代表者氏名 印」を
「氏名又は名称及び代表者氏名
(記名押印又は署名)」に改める。

(山形県屋外広告物条例施行規則の一部改正)

第53条 山形県屋外広告物条例施行規則（昭和49年12月県規則第74号）の一部を次のように改正する。

別記様式第6号から別記様式第9号までの規定中「印」を削る。

別記様式第11号及び別記様式第12号中「印」を削る。

(山形県理学療法士、作業療法士及び視能訓練士修学資金貸与条例施行規則の一部改正)

第54条 山形県理学療法士、作業療法士及び視能訓練士修学資金貸与条例施行規則（昭和50年3月県規則第17号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「氏名」を「氏名
(記名押印又は署名)」に改める。

別記様式第6号から別記様式第9号までの規定中「氏名 印」を「氏名
(記名押印又は署名)」に改める。

(山形県地すべり等防止法施行細則の一部改正)

第55条 山形県地すべり等防止法施行細則（昭和51年4月県規則第34号）の一部を次のように改正する。

別記様式第3号に次の備考を加える。

備考 着手届に限り、署名した場合は、押印を省略することができます。

(山形県地下水の採取の適正化に関する条例施行規則の一部改正)

第56条 山形県地下水の採取の適正化に関する条例施行規則（昭和51年8月県規則第55号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第3号までの規定中「印」を「(記名押印又は署名)」に改める。

別記様式第4号中「印」を削る。

(山形県森林組合法施行細則の一部改正)

第57条 山形県森林組合法施行細則（昭和53年10月県規則第50号）の一部を次のように改正する。

別記様式第19号から別記様式第22号までの規定中「印」を削る。

(山形県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の施行に関する規則の一部改正)

第58条 山形県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の施行に関する規則（昭和54年8月県規則第49号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号の別紙に備考として次のように加える。

備考 署名した場合は、押印を省略することができる。

別記様式第2号の別紙に備考として次のように加える。

備考 署名した場合は、押印を省略することができる。

別記様式第3号の別紙に備考として次のように加える。

備考 署名した場合は、押印を省略することができる。

別記様式第4号中「印」を「(記名押印又は署名)」に改める。

(山形県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正)

第59条 山形県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和55年4月県規則第16号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号、別記様式第8号、別記様式第9号、別記様式第15号及び別記様式第21号中「印」を「(記名押印又は署名)」に改める。

別記様式第25号の2の注書中第4項を第5項とし、第1項から第3項までを1項ずつ繰り下げ、同注書に第1項として次の1項を加える。

1 署名した場合は、押印を省略することができます。

別記様式第25号の2の2中「印」を削る。

別記様式第25号の3及び別記様式第25号の4中「印」を「(記名押印又は署名)」に改める。

(山形県都市公園条例施行規則の一部改正)

第60条 山形県都市公園条例施行規則（昭和55年4月県規則第27号）の一部を次のように改正する。

別記様式第8号、別記様式第9号、別記様式第11号及び別記様式第12号中「印」を削る。

別記様式第13号及び別記様式第14号中「氏名又は名称及び代表者氏名 印」を

「氏名又は名称及び代表者氏名
(記名押印又は署名)」に改める。

(山形県宅地建物取引業法施行細則の一部改正)

第61条 山形県宅地建物取引業法施行細則(昭和56年12月県規則第56号)の一部を次のように改正する。

別記様式第6号中「氏名 印」を「氏名
(記名押印又は署名)」に改める。

別記様式第7号中「印」を削る。

別記様式第8号から別記様式第11号までの規定中「氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印」を
「氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
(記名押印又は署名)」に改める。

(山形県漁港漁場整備法の施行に関する規則の一部改正)

第62条 山形県漁港漁場整備法の施行に関する規則(昭和59年3月県規則第20号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「氏名又は名称及び
代表者氏名 印」を

「氏名又は名称及び代表者氏名
(記名押印又は署名)」に改める。

別記様式第2号中「印」を「(記名押印又は署名)」に改める。

別記様式第3号から別記様式第5号までの規定中「氏名又は名称及び
代表者氏名 印」を

「氏名又は名称及び代表者氏名
(記名押印又は署名)」に改める。

(山形県都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則の一部改正)

第63条 山形県都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則(昭和59年4月県規則第49号)の一部を次のように改正する。

別記様式第7号中「印」を削る。

別記様式第9号中「氏名又は名称 印
及び代表者氏名」を「氏名又は名称
及び代表者氏名」に改める。
(記名押印又は署名)

(山形県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部改正)

第64条 山形県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則(昭和60年10月県規則第49号)の一部を次のように改正する。

別記様式第4号、別記様式第7号及び別記様式第8号中「印」を削る。

(山形県身体障害者福祉法の施行に関する規則の一部改正)

第65条 山形県身体障害者福祉法の施行に関する規則(昭和62年3月県規則第25号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号の2に備考として次のように加える。

備考 署名した場合は、押印を省略することができる。

別記様式第1号の3中「署名(自署)欄 印」を「医師氏名
(記名押印又は署名)」に改める。

別記様式第1号の4及び別記様式第1号の5中「印」を削る。

別記様式第1号の7に備考として次のように加える。

備考 署名した場合は、押印を省略することができる。

別記様式第1号の8中「署名(自署)欄 印」を「医師氏名
(記名押印又は署名)」に改める。

別記様式第1号の9及び別記様式第1号の10中「印」を削る。

(山形県母子保健法の施行に関する規則の一部改正)

第66条 山形県母子保健法の施行に関する規則(昭和63年1月県規則第3号)の一部を次のように改正する。

別記様式第10号中「印」を「(記名押印又は署名)」に改める。

(山形県生涯学習センター条例施行規則の一部改正)

第67条 山形県生涯学習センター条例施行規則(平成2年7月県規則第51号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「印」を削る。

別記様式第3号中「氏名又は名称及び代表者 印」を「氏名又は名称及び代表者
(記名押印又は署名)」に改める。

(山形県国土交通省所管公共用財産の使用等に関する規則の一部改正)

第68条 山形県国土交通省所管公共用財産の使用等に関する規則(平成3年3月県規則第10号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号及び別記様式第2号中「氏名(名称及び代表者氏名) 印」を
「氏名(名称及び代表者氏名)
(記名押印又は署名)」に改める。

別記様式第3号中「印」を削る。

別記様式第4号中「氏名(名称及び代表者氏名) 印」を
「氏名(名称及び代表者氏名)
(記名押印又は署名)」に改める。

別記様式第5号中「印」を削る。

別記様式第6号中「氏名(名称及び代表者氏名) 印」を
「氏名(名称及び代表者氏名)
(記名押印又は署名)」に改める。

(山形県が管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例施行規則の一部改正)

第69条 山形県が管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例施行規則(平成3年3月県規則第16号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「氏名又は名称及び代表者氏名 印」を「氏名又は名称及び代表者氏名
(記名押印又は署名)」に改める。

(山形県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の施行に関する規則の一部改正)

第70条 山形県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の施行に関する規則(平成3年4月県規則第33号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「氏名又は名称及び代表者氏名 印」を「氏名又は名称及び代表者氏名
(記名押印又は署名)」に改める。

別記様式第2号から別記様式第6号の2までの規定中「印」を削る。

別記様式第7号中「氏名又は名称及び代表者氏名 印」を「氏名又は名称及び代表者氏名
(記名押印又は署名)」に改める。

別記様式第7号の2から別記様式第9号までの規定中「印」を削る。

(米沢ヘリポート条例施行規則の一部改正)

第71条 米沢ヘリポート条例施行規則(平成4年3月県規則第31号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第6号までの規定中「印」を「(記名押印又は署名)」に改める。

(山形県立産業技術短期大学校条例等施行規則の一部改正)

第72条 山形県立産業技術短期大学校条例等施行規則(平成5年4月県規則第27号)の一部を次のように改正する。

別記様式第3号中「申請者 氏名 印」を「申請者 氏名
(記名押印又は署名)」に改める。

別記様式第4号中「印」を削る。

別記様式第5号中「届出者 氏名 印」を「届出者 氏名
(記名押印又は署名)」に改める。

(山形県介護福祉士及び社会福祉士修学資金貸与条例施行規則の一部改正)

第73条 山形県介護福祉士及び社会福祉士修学資金貸与条例施行規則(平成5年10月県規則第59号)の一部を次のように改正する。

別記様式第3号及び別記様式第8号から別記様式第12号までの規定中「氏名 印」を
「氏名
(記名押印又は署名)」に改める。

(山形県高度技術研究開発センター条例施行規則の一部改正)

第74条 山形県高度技術研究開発センター条例施行規則(平成6年2月県規則第4号)の一部を次のように改正す

る。

別記様式第1号中「印」を削る。

別記様式第3号中「氏名又は名称及び代表者氏名 印」を
「氏名又は名称及び代表者氏名
(記名押印又は署名)」に改める。

(山形県農業協同組合法施行細則の一部改正)

第75条 山形県農業協同組合法施行細則(平成6年3月県規則第5号)の一部を次のように改正する。

別記様式第5号の2、別記様式第7号の2、別記様式第16号の2、別記様式第17号、別記様式第18号、別記様式第22号、別記様式第24号の2、別記様式第24号の3、別記様式第24号の7から別記様式第24号の10まで、別記様式第24号の12から別記様式第24号の20まで、別記様式第24号の24から別記様式第28号(2)までの規定中「印」を削る。

別記様式第30号中「監事氏名 印」を「監事氏名
(記名押印又は署名)」に改める。

別記様式第31号、別記様式第31号の2及び別記様式第34号から別記様式第40号までの規定中「印」を削る。

(山形県聴聞の手続に関する規則の一部改正)

第76条 山形県聴聞の手続に関する規則(平成6年9月県規則第66号)の一部を次のように改正する。

別記様式第3号、別記様式第4号、別記様式第6号及び別記様式第7号中

「氏名又は名称及び代表者氏名 印」を「氏名又は名称及び代表者氏名
(記名押印又は署名)」に改める。

(山形県種畜等配布規則の一部改正)

第77条 山形県種畜等配布規則(平成7年1月県規則第1号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「氏名又は名称及び代表者氏名 印」を「氏名又は名称及び代表者氏名
(記名押印又は署名)」に

改める。

(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行細則の一部改正)

第78条 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行細則(平成7年6月県規則第53号)の一部を次のように改正する。

別記様式第2号から別記様式第4号まで、別記様式第6号から別記様式第8号まで及び別記様式第12号中「印」を削る。

(山形県郷土館条例施行規則の一部改正)

第79条 山形県郷土館条例施行規則(平成7年9月県規則第71号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「印」を削る。

別記様式第3号中「氏名又は名称及び代表者氏名 印」を
「氏名又は名称及び代表者氏名
(記名押印又は署名)」に改める。

(山形県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の施行に関する規則の一部改正)

第80条 山形県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の施行に関する規則(平成8年12月県規則第74号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号及び別記様式第2号中「印」を削り、備考1を備考とし、備考2を削る。

(山形県建築物の耐震改修の促進に関する法律の施行に関する規則の一部改正)

第81条 山形県建築物の耐震改修の促進に関する法律の施行に関する規則(平成9年3月県規則第33号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「氏名又は名称 印」を「氏名又は名称
(記名押印又は署名)」に改める。

別記様式第2号中「申請者の氏名又は名称 印」を「申請者の氏名又は名称
(記名押印又は署名)」に改める。

別記様式第3号中「氏名又は名称 印」を「氏名又は名称
(記名押印又は署名)」に改める。

別記様式第4号中「印」を削る。

(山形県情報公開条例施行規則の一部改正)

第82条 山形県情報公開条例施行規則(平成10年3月県規則第14号)の一部を次のように改正する。

別記様式第8号中「印」を「(記名押印又は署名)」に改める。

(山形県消防学校規則の一部改正)

第83条 山形県消防学校規則(平成10年3月県規則第34号)の一部を次のように改正する。

別記様式第2号中「氏名 印」を「氏名
(署名)」に改める。

(山形県産業創造支援センター条例施行規則の一部改正)

第84条 山形県産業創造支援センター条例施行規則(平成11年5月県規則第58号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「印」を削る。

別記様式第3号中「氏名又は名称及び代表者氏名 印」を

「氏名又は名称及び代表者氏名
(記名押印又は署名)」に改める。

(山形県産業科学館条例施行規則の一部改正)

第85条 山形県産業科学館条例施行規則(平成12年12月県規則第131号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「印」を削る。

(山形県男女共同参画センター条例施行規則の一部改正)

第86条 山形県男女共同参画センター条例施行規則(平成13年3月県規則第32号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「印」を削る。

別記様式第3号中「氏名又は名称及び代表者氏名 印」を

「氏名又は名称及び代表者氏名
(記名押印又は署名)」に改める。

(山形県動物の保護及び管理に関する条例の施行等に関する規則の一部改正)

第87条 山形県動物の保護及び管理に関する条例の施行等に関する規則(平成13年3月県規則第51号)の一部を次のように改正する。

別記様式第3号中「印」を削る。

(山形県志津野営場条例施行規則の一部改正)

第88条 山形県志津野営場条例施行規則(平成13年5月県規則第90号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「印」を削る。

別記様式第3号中「氏名又は名称及び代表者氏名 印」を

「氏名又は名称及び代表者氏名
(記名押印又は署名)」に改める。

別記様式第4号中「印」を削る。

(山形県農産物残留農薬分析受託規則の一部改正)

第89条 山形県農産物残留農薬分析受託規則(平成15年4月県規則第39号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「印」を削る。

(山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則の一部改正)

第90条 山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則(平成17年3月県規則第8号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「代表者氏名 印」を「代表者氏名
(記名押印又は署名)」に改める。

別記様式第2号中「印」を削る。

(山形県医師修学資金貸与条例施行規則の一部改正)

第91条 山形県医師修学資金貸与条例施行規則(平成17年7月県規則第57号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「申請者 印」を「申請者
(記名押印又は署名)」に改める。

別記様式第5号から別記様式第7号までの規定中「氏名 印」を「氏名
(記名押印又は署名)」に改める。

(山形県通訳案内士法の施行に関する規則の一部改正)

第92条 山形県通訳案内士法の施行に関する規則(平成18年3月県規則第53号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「印」を「(記名押印又は署名)」に改める。

(山形県立職業能力開発校の授業料等徴収条例施行規則の一部改正)

第93条 山形県立職業能力開発校の授業料等徴収条例施行規則(平成18年3月県規則第55号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「氏名 印」を「氏名
(記名押印又は署名)」に改める。

別記様式第2号中「印」を削る。

別記様式第3号中「届出者 氏名 印」を「届出者 氏名
(記名押印又は署名)」に改める。

(山形県ふるさと交流広場条例施行規則の一部改正)

第94条 山形県ふるさと交流広場条例施行規則(平成18年3月県規則第58号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号(注書を除く。)中「印」を削る。

別記様式第3号中「氏名又は名称
及び代表者氏名 印」を「氏名又は名称
及び代表者氏名
(記名押印又は署名)」に改める。

(置賜文化ホール条例施行規則の一部改正)

第95条 置賜文化ホール条例施行規則(平成18年3月県規則第67号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「印」を削る。

別記様式第3号中「氏名又は名称及び代表者氏名 印」を
「氏名又は名称及び代表者氏名
(記名押印又は署名)」に改める。

(山形県障害者自立支援法の施行に関する規則の一部改正)

第96条 山形県障害者自立支援法の施行に関する規則(平成18年3月県規則第70号)の一部を次のように改正する。

別記様式第4号の備考を同備考第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

1 署名した場合は、押印を省略することができる。

別記様式第9号の備考を同備考第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

1 署名した場合は、押印を省略することができる。

別記様式第10号に次の備考を加える。

備考 署名した場合は、押印を省略することができる。

(山形県立ふれあいの家条例施行規則の一部改正)

第97条 山形県立ふれあいの家条例施行規則(平成18年9月県規則第103号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第5号までの規定中「印」を「(記名押印又は署名)」に改める。

(山形県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に関する規則の一部改正)

第98条 山形県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に関する規則(平成18年10月県規則第113号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第3号までの規定中「氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 印」
を「氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
(記名押印又は署名)」に改める。

別記様式第4号中「印」を削る。

別記様式第5号中「氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 印」を
「氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
(記名押印又は署名)」に改める。

(山形県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に関する規則の一部改正)

第99条 山形県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に関する規則(平成19年4月県規則第66号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号及び別記様式第2号中「印」を削る。

別記様式第3号から別記様式第6号までの規定中「氏名又は名称及び代表者氏名 印」を
「氏名又は名称及び代表者氏名
(記名押印又は署名)」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成20年3月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、使用することができる。

議 会 関 係

告 示

山形県議会告示第1号

山形県議会情報公開条例施行規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年2月29日

山形県議会議長 阿 部 信 矢

山形県議会情報公開条例施行規程等の一部を改正する規程

(山形県議会情報公開条例施行規程の一部改正)

第1条 山形県議会情報公開条例施行規程（平成12年9月県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

別記様式第7号中「印」を「(記名押印又は署名)」に改め、同様式の注書を削る。

(山形県議会における山形県個人情報保護条例の施行に関する規程の一部改正)

第2条 山形県議会における山形県個人情報保護条例の施行に関する規程（平成13年3月県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

別記様式第2号中「印」を削り、

希望する開示の方法	閲覧 写しの交付（郵送による写しの交付希望 有） 視聴	を
希望する開示の方法	1 文書、図画、写真又はフィルムの場合 閲覧 写しの交付（郵送による交付の希望 有） 2 電磁的記録の場合 閲覧又は視聴 用紙に出力したものの交付（郵送による交付の希望 有） 複製物の交付（郵送による交付の希望 有） 技術的事情等により希望した方法による開示を実施することができない場合があります。	に改

め、同様式の注書中第1項を削り、第2項から第5項までを1項ずつ繰り上げる。

別記様式第8号中「印」を削り、同様式の注書中第1項を削り、第2項から第6項までを1項ずつ繰り上げ、同注書第7項中「6」を「5」に改め、同項を同注書第6項とする。

別記様式第12号中「印」を削り、同様式の注書中第1項を削り、第2項から第5項までを1項ずつ繰り上げ、同注書第6項中「5」を「4」に改め、同項を同注書第5項とする。

別記様式第16号中「印」を削り、同様式の注書中第1項を削り、第2項から第5項までを1項ずつ繰り上げ、同注書第6項中「5」を「4」に改め、同項を同注書第5項とする。

別記様式第17号中「印」を削り、同様式の注書中第1項を削り、第2項から第5項までを1項ずつ繰り上げ、同注書第6項中「5」を「4」に改め、同項を同注書第5項とする。

附 則

この規程は、平成20年3月1日から施行する。

平成20年 2月29日印刷
平成20年 2月29日発行

発行所 山 形 県 庁
発行人 山 形 県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目 1-21
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部
電話 山形(631)2057 (631)2056